

障企発 1226 第 3 号

平成 26 年 12 月 26 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）

公的年金制度への加入促進等に係る協力依頼について

日頃より厚生労働行政については、種々ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、公的年金制度は、老後の所得保障の柱であるのみならず、万が一の障害・死亡に対する所得保障として重要な役割を果たしています。

現在、厚生労働省年金局及び日本年金機構においては、社会保険への未加入や届出漏れの防止について、労働者の社会保障の充実並びに事業者における優れた人材の確保及び公平な競争環境の観点などから様々な取組を行っているところであり、各府省庁に対しても所管業界等への周知・広報について協力依頼を行っているところです。

このため、お手数をお掛けしますが、貴都道府県及び市におかれましても、別添リーフレットを活用し、社会福祉法人をはじめとする事業者に対して、厚生年金への加入促進に関する周知・広報について特段の御協力をお願いします。

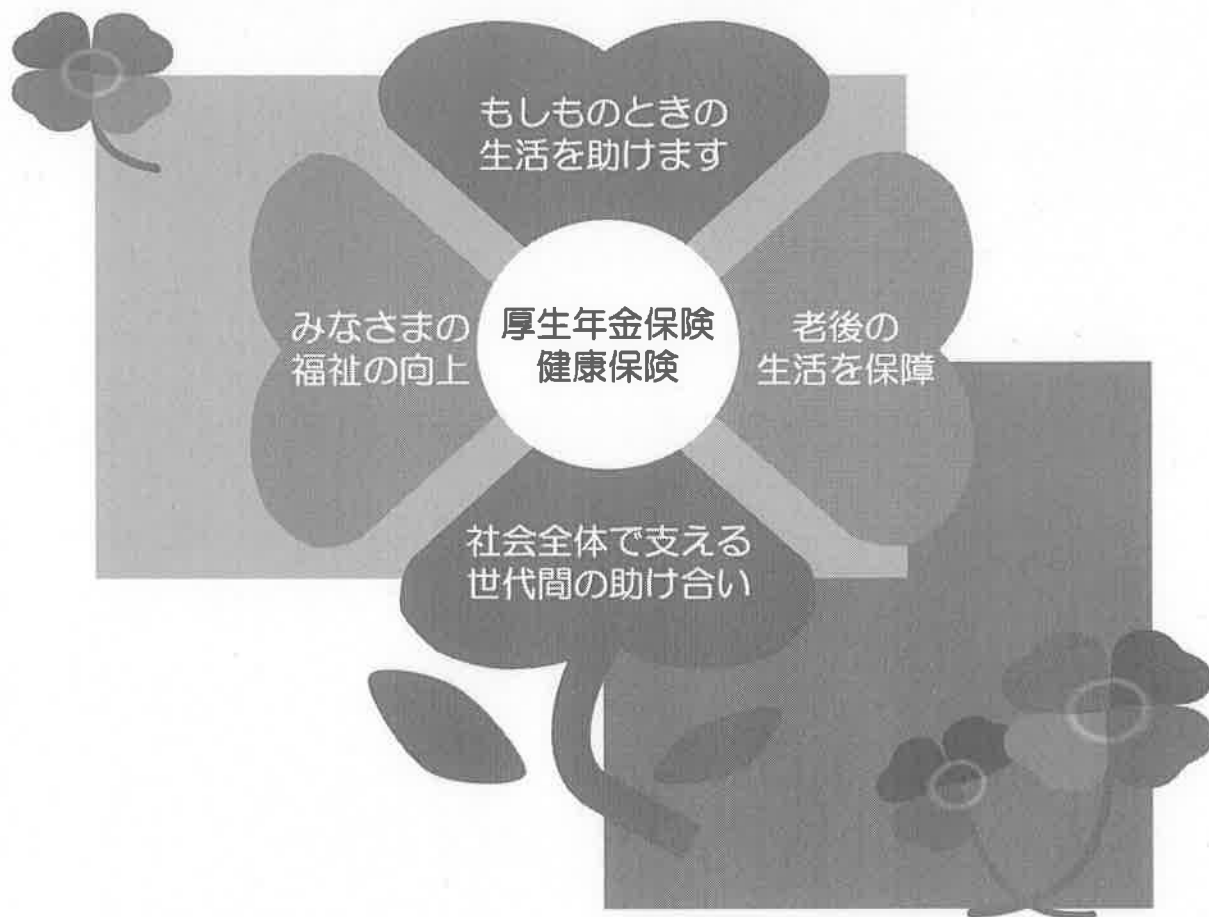
なお、別添リーフレットについては、まとまった部数が必要であれば、日本年金機構年金事務所より必要部数を送付させていただくことも可能ですので、必要な場合には、最寄りの年金事務所までご一報いただきますようよろしくお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）へ本通知を伝達いただきますよう、併せて御協力の程をよろしくお願いいたします。

事業主の皆様へ

厚生年金保険・健康保険制度のご案内

厚生年金保険・健康保険の加入は、
従業員のみなさまの生活を支えます。



加入の手続き、ご相談はお近くの年金事務所へ

※ 法人等の事業所は、厚生年金保険・健康保険に加入する法律上の義務があります。

日本年金機構

検索

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構は、公的年金の運営業務を担います。



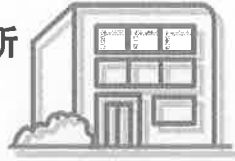
日本年金機構
Japan Pension Service

加入義務について

次の事業所は、厚生年金保険・健康保険の加入が法律で義務づけられています。
(強制適用事業所)

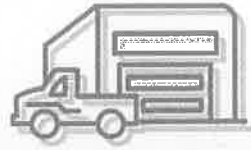
すべての法人事業所

(被保険者 1人以上)



個人事業所

(常時従業員 5人以上
雇用している)

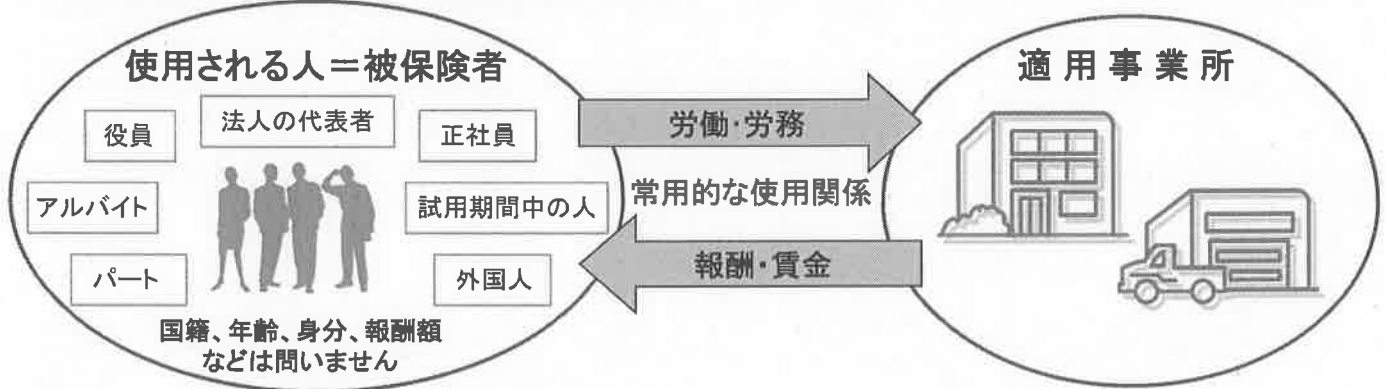


※ 5人以上の個人事業所であってもサービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務、宗教などの事業所は強制適用事業所から除かれます。
強制適用事業所以外の事業所でも、一定の条件を満たせば厚生年金保険と健康保険に加入することができます。
(任意適用事業所)

被保険者とは

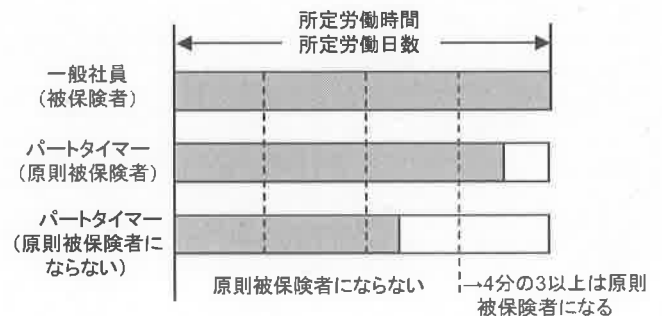
厚生年金保険・健康保険では、会社(事業所)単位で適用事業所となり、その事業所に常時使用される人はすべて被保険者になります。

※ 厚生年金保険は、原則 70 歳に達するまでの加入となります。



パートタイマー・アルバイト等を雇用した場合

パートタイマー等でも、常用的な使用関係がある場合は、被保険者になります。
常用的な使用関係があるかどうかの判断は、同じ事業所で同様の業務に従事している一般社員の労働日数、労働時間等を基準に、それぞれがおおむね4分の3以上であるかどうかを目安に、就労形態等を考慮し、総合的に判断されます。



年金受給者を雇用した場合

70 歳未満で老齢厚生年金(特別支給を含む)を受給している人を雇用した場合でも、常用的な使用関係がある場合は、被保険者になります。

なお、在職中の老齢厚生年金は給料・賞与・年金から算出される一ヶ月当たりの合計収入に応じて、年金の一部または全部が支給停止になる場合があります。

※ 昭和12年4月1日以前生まれで、平成14年4月前に老齢厚生年金の受給権がある方については、65歳以降支給停止されません。

外国人を雇用した場合

常用的な使用関係がある場合は、国籍を問わず被保険者になります。

試用期間中の社会保険の取扱い

法律上の雇用契約や本人の同意にかかわらず、常用的な使用関係がある場合は、試用期間の当初から被保険者になります。

加入の手続き

厚生年金保険・健康保険に加入するときは、事業主からの届出が必要です。



事業所が加入するとき

新規適用届



被保険者として加入するとき

被保険者資格取得届



被保険者に被扶養者がいるとき

被扶養者(異動)届

※ 詳しい届出の方法や必要な書類などは、年金事務所へお問い合わせください。

なお、日本年金機構ホームページから届書用紙をダウンロードできます。<http://www.nenkin.go.jp/>

厚生年金保険の給付

厚生年金保険は、被保険者が高齢になったとき、障害の状態になったとき、亡くなったときに、請求していただくことにより、年金や一時金の支給を行う制度です。

高齢になったとき <老齢厚生年金>

厚生年金保険に加入していた方が次の条件を満たしたときに、老齢基礎年金に上乗せして老齢厚生年金が支給されます。

- ① 65歳以上
- ② 老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間がある

また、次の条件を満たしている方は60歳から65歳までの間に、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

(生年月日・性別によって支給開始年齢が異なります。)

- ① 60歳以上
- ② 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある
- ③ 老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間がある

60歳	65歳
特別支給の 老齢厚生年金	老齢厚生年金
	老齢基礎年金

障害の状態になったとき <障害厚生年金>

厚生年金保険に加入している間に、初診日(初めて病院に受診した日)がある病気やけがにより障害の状態にあるとき、その状態に応じて給付を受けることができます。

※ 一定の割合以上保険料を納付していた期間等があることが必要です。

障害厚生年金	障害等級 1～2 級
障害基礎年金	障害厚生年金と障害基礎年金の両方が支給されます。
障害厚生年金	障害等級 3 級
	障害厚生年金のみが支給されます。
障害手当金	障害等級 3 級より軽い障害
	一時金として障害手当金が支給されます。

亡くなったとき <遺族厚生年金>

厚生年金保険に加入中の方が亡くなったとき(加入中の傷病がもとで、初診日から5年以内に亡くなったときを含む)、その方によって生計を維持されていた遺族に遺族厚生年金が支給されます。

※ 一定の割合以上保険料を納付していた期間等があることが必要です。

- 遺族厚生年金が支給される遺族
遺族優先順位の高い方
(年齢等の条件があります。)

① 配偶者又は子

② 父母

③ 孫

④ 祖父母

- 子のある配偶者または子には、遺族基礎年金もあわせて支給されます。
(年齢等の条件があります。)

子のある配偶者または子

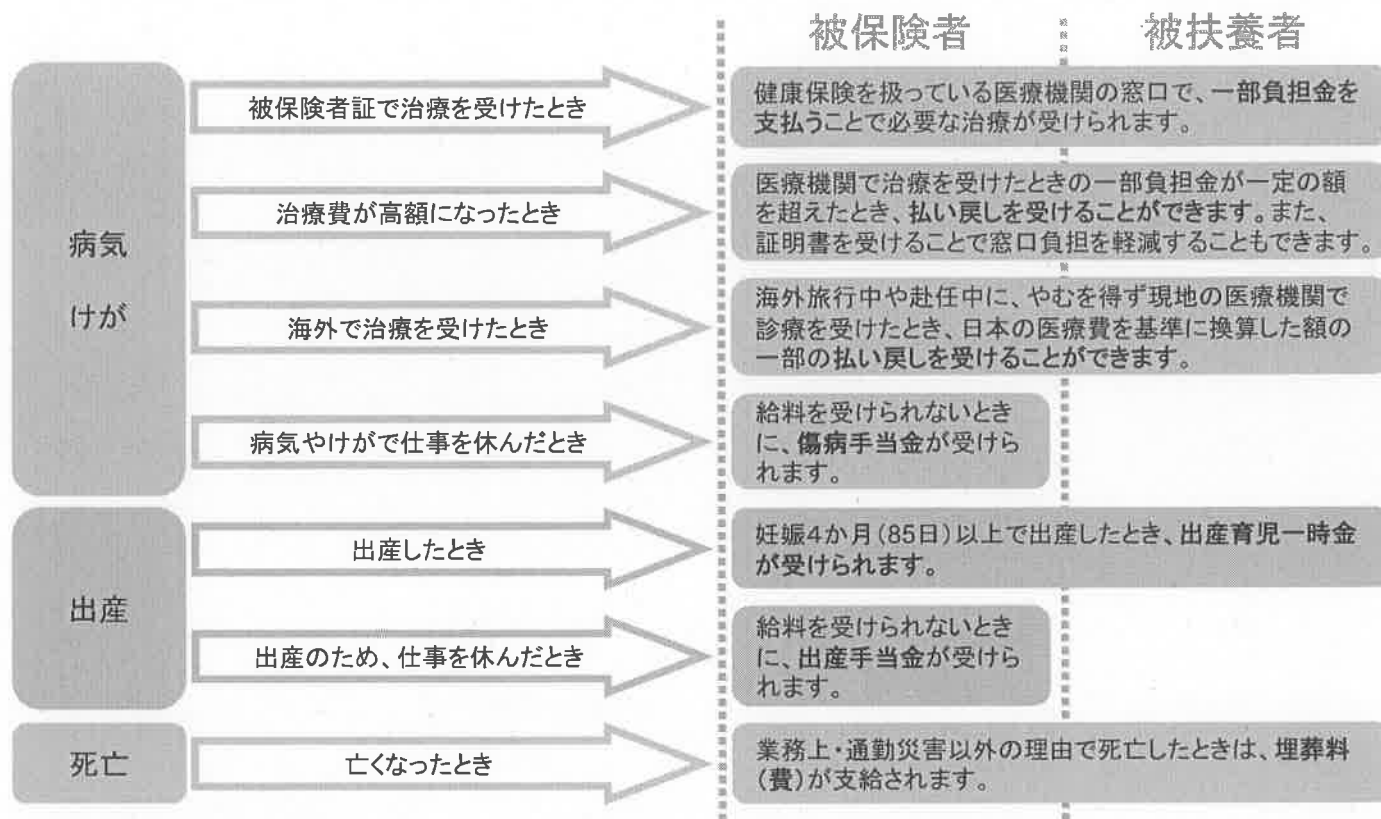
遺族厚生年金
遺族基礎年金

その他の遺族

遺族厚生年金

健康保険の給付

健康保険は、被保険者やその家族(被扶養者)が病気やけが(業務上・通勤災害を除く)をしたときに、申請していただくことにより、医療の給付や手当などの支給を行う制度です。



※ 健康保険の給付を受けるためには、一定の要件が必要です。

健康保険の給付の申請やご相談は、全国健康保険協会の各都道府県支部までお問い合わせください。

詳しい給付内容や申請書・手続き方法等は全国健康保険協会のホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)に掲載されていますので、是非ご覧ください。

保険料の計算方法

厚生年金保険及び健康保険の保険料は、被保険者が受ける報酬をもとに決められる標準報酬月額に、下記の保険料率を乗じて計算されます。

また、賞与等については標準賞与額に毎月の保険料と同じ保険料率を乗じて計算されます。

■ 標準報酬月額

- 厚生年金保険
1級(98,000円)～30級(620,000円)
- 全国健康保険協会管掌健康保険
1級(58,000円)～47級(1,210,000円)

■ 標準賞与額

賞与等の支給額から1,000円未満の端数を切り捨てた額

■ 保険料率 (保険料率については、今後、変更されることがあります。)

- 厚生年金保険
1000分の171.20(平成25年9月より平成26年8月までの月分)
1000分の174.74(平成26年9月より平成27年8月までの月分)
- 全国健康保険協会管掌健康保険
各都道府県別に定められています。詳しくは、全国健康保険協会の各都道府県支部へお問い合わせください。
- 児童手当拠出金
1000分の1.5(全額事業主負担)

なお、保険料は事業主と被保険者がそれぞれ半分ずつ負担し、事業主がまとめて年金事務所に納付します。詳しくは、年金事務所へご相談ください。